

報告事項

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

指定技能教育施設の連携科目の指定及び解除について、別紙のとおり報告します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成26年3月21日  
高等学校課

## 関連法令

- 学校教育法第55条
- 学校教育法施行令第32条～39条（以下政令）
- 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号以下省令）
- 技能教育施設の指定の申請手続き等を定める規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第10号以下規則）

## 1 平成25年4月現在の指定状況

指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校)	連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
学校法人鶏鳴学園あすなる予備校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理	1年次2単位 2年次2単位 3年次2単位	情報処理
	総合実践	2年次2単位 3年次2単位	総合実践
	英語実務	3年次2単位	英語実務
	文書デザイン	1年次2単位 2年次2単位	文書デザイン
学校法人鶏鳴学園専修学校あすなる予備校(クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	ビジネス基礎	1年次2単位	ビジネス基礎
	ビジネス情報	2年次2単位	ビジネス情報
	電子商取引	3年次2単位	電子商取引
中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道芦別市緑泉町5番12)	ビジネス基礎	1年次4単位	ビジネス基礎
	商品と流通	2年次4単位	商品と流通
	情報処理	3年次4単位	情報処理
学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号)	情報処理	1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位	情報処理
	文書デザイン	1年次2単位 2年次2単位 3年次3単位	文書デザイン
	商品と流通	1年次2単位 2年次2単位	商品と流通
	経済活動と法	3年次2単位	経済活動と法
	国際ビジネス	3年次2単位	国際ビジネス
	マーケティング	1年次2単位 2年次2単位	マーケティング

## 2 指定及び解除について（網掛けは公示事項）

### (1) あすなる予備校について

#### ア 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	1年次2単位 2年次2単位	文書デザイン

#### イ 指定の解除をする理由

平成25年度入学生から、高等課程のあすなる高等専修学校に年次で移行するとともに、新学習指導要領の実施に対応するため教育課程を変更して年次進行で実施するため。

### (2) 中央高等学園専修学校について

#### ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
簿記	2年次4単位	簿記

#### イ 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、省令第2、3条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
商品と流通	2年次4単位	商品と流通

#### ウ 指定及び解除をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、平成25年度入学者から教育課程を変更して年次進行で実施するため。

### (3) 若葉学習会専修学校について

#### ア 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条）

連携措置をとることができる科目	実施学年	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
商品と流通	1年次2単位 2年次2単位	商品と流通

#### イ 解除をする理由

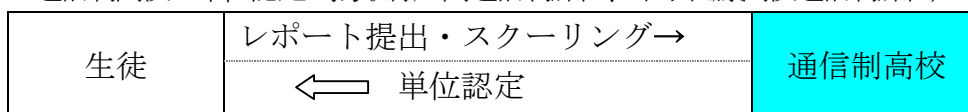
新学習指導要領の実施に伴い、平成25年度入学者から教育課程を変更して年次進行で実施するため。

(資料)

### 指定技能教育施設について

- 学校教育法第55条及び学校教育法施行令第33条の2に基づく指定
- 高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒が、県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受ける場合、高等学校の校長が一定の条件のもとに当該技能教育施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度
- 通信制高校の単位認定には、次の2通りがある。  
( \*  は単位認定可能な通信制高校もしくは技能教育施設)

1 通信制高校で単位認定 (鳥取緑風高通信制課程、米子白鳳高校通信制課程)



2 通信制高校と技能教育施設で単位認定

